\bigcirc 保険業法施行規則第七十三条第一項第二号の規定に基づき支払備金として積み立てる金額を定める件(平成十年大蔵省告示第二百三十

四号)

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改

備考 表中の「 一の記載は注記である。 [一〜三 略]	[一〜三 略] 「一〜三 略] 「一〜三 略] 「一〜三 略] 「一〜三 略]	の事象が発見して場合において、算出した金額を平均した金額とす会社及び外国生命保険会社等にあ	第一項において同じ。)に規定する金融庁長官が定める金額は、一項第二号(規則第百六十条において準用する場合を含む。次条第一条 保険業法施行規則(以下「規則」という。)第七十三条第	(生命保険会社等の支払備金)	改正後	
二〜三 同上]		し次	「が定める金額は、 条において同じ。)に規定する金融庁長官が定める金額は、生命 場合を含む。次条 一項第二号(規則第百六十条において準用する場合を含む。第二/。)第七十三条第 第一条 保険業法施行規則(以下「規則」という。)第七十三条第	(生命保険会社等の支払備金)	改 正 前	